

有効期間満了日 令和 11 年 3 月 31 日

熊組対第 1688 号

令和 7 年 6 月 23 日

都市銀行等との連携体制の構築について（通達）

（概要）

金融機関がモニタリングにより詐欺の被害のおそれが高いと判断される取引等を検知した場合に、警察へ必要な情報を迅速に提供する連携（以下「情報連携」という。）に関し、警察庁が、都市銀行やいわゆるインターネット専業銀行等と協議を行い、情報連携を開始したものについて、都市銀行等から提供された情報に基づく所要の対応を的確に推進するよう通達したものである。